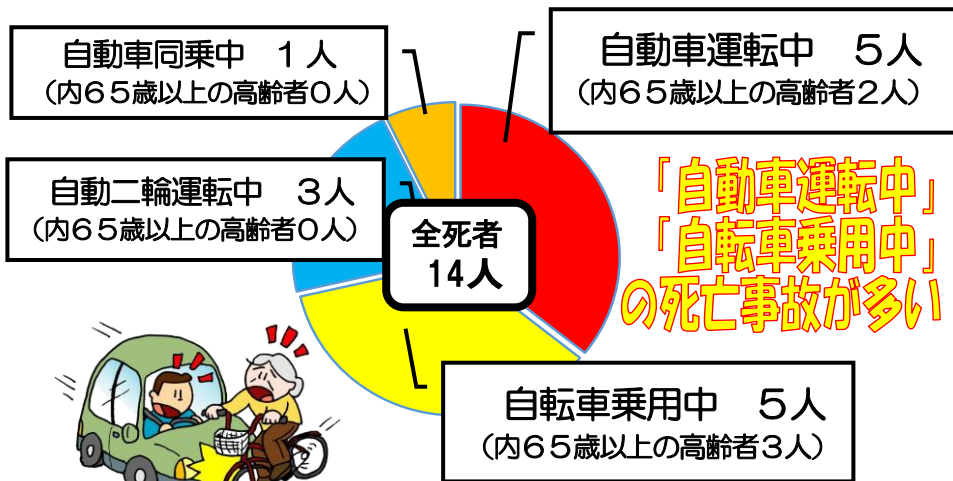




大丈夫ですか？ その運転！

～ 交通死亡事故の特徴 ～

令和5年4月末の県内交通死亡事故状態別



三方よし運転

高齢ドライバーのみなさんは…

- 「体調よし」
- 「状況よし」
- 「行き先よし」

交通事故防止！

自転車安全利用五則



1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3

夜間はライトを点灯

4

飲酒運転は禁止

5

ヘルメットを着用

今年の4月1日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。



令和5年度
第2号

お試し自主返納の ご案内

滋賀県
警察

目的

運転免許証の返納をためらう高齢ドライバーに、自主的に自動車を運転しない生活を任意の期間（1か月間程度）体験してもらい、公共交通機関の利便性や家族のサポート等に対する「気づき」を促して、自主返納を促進するもの



※お試し自主返納参加者は運転免許の保有者ですので、同免許で該当する車両を運転することは可能です。但し、目的の趣旨をご理解いただき、運転はお控えください。

詳細

対象者

- ・運転免許を保有
- ・県内在住の高齢者（65歳以上）

募集人数

先着200人

募集期間

令和5年5月8日から

参加期間

1か月間程度で
本人が希望する時期

受付・お問い合わせ

滋賀県警察本部 交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
電話：077-522-1231（代表） 平日 8:30~17:00

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp